



平成 30 年 10 月 16 日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

車線変更支援機能に関する国際基準を導入します

— 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について —

自動車の自動操舵機能のうちハンドルを握った状態での車線変更支援機能[※]に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、自動車の自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態での車線変更支援機能[※]に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において策定されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

また、圧縮天然ガス自動車等に備えるガス容器について改正された国際基準を採用します。

※ ドライバーによる運転を支援するいわゆるレベル2以下の機能。

1. 保安基準等の主な改正項目(改正の詳細については別紙をご覧ください。)

車線変更支援機能等に関する国際基準の導入

自動操舵機能のうち、ハンドルを握った状態におけるドライバーのウインカー操作を起点とする車線変更支援機能を有する自動車は、かじ取り装置に係る協定規則(第79号)に規定された各機能についての要件に適合しなければならないこととします。

2. 公布・施行

公布:10月16日(本日)

施行:10月16日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 森本・伊原・江連

電話 03-5253-8111(内線 42256) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課: 荒井

電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640